

# スポーツ団体ガバナンスコードの 適用対象等に関する考え方

令和元年6月18日  
スポーツ庁

# スポーツ基本法における「スポーツ団体」

## (目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

## (基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、**スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。**以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3～8 (略)

## (スポーツ団体の努力)

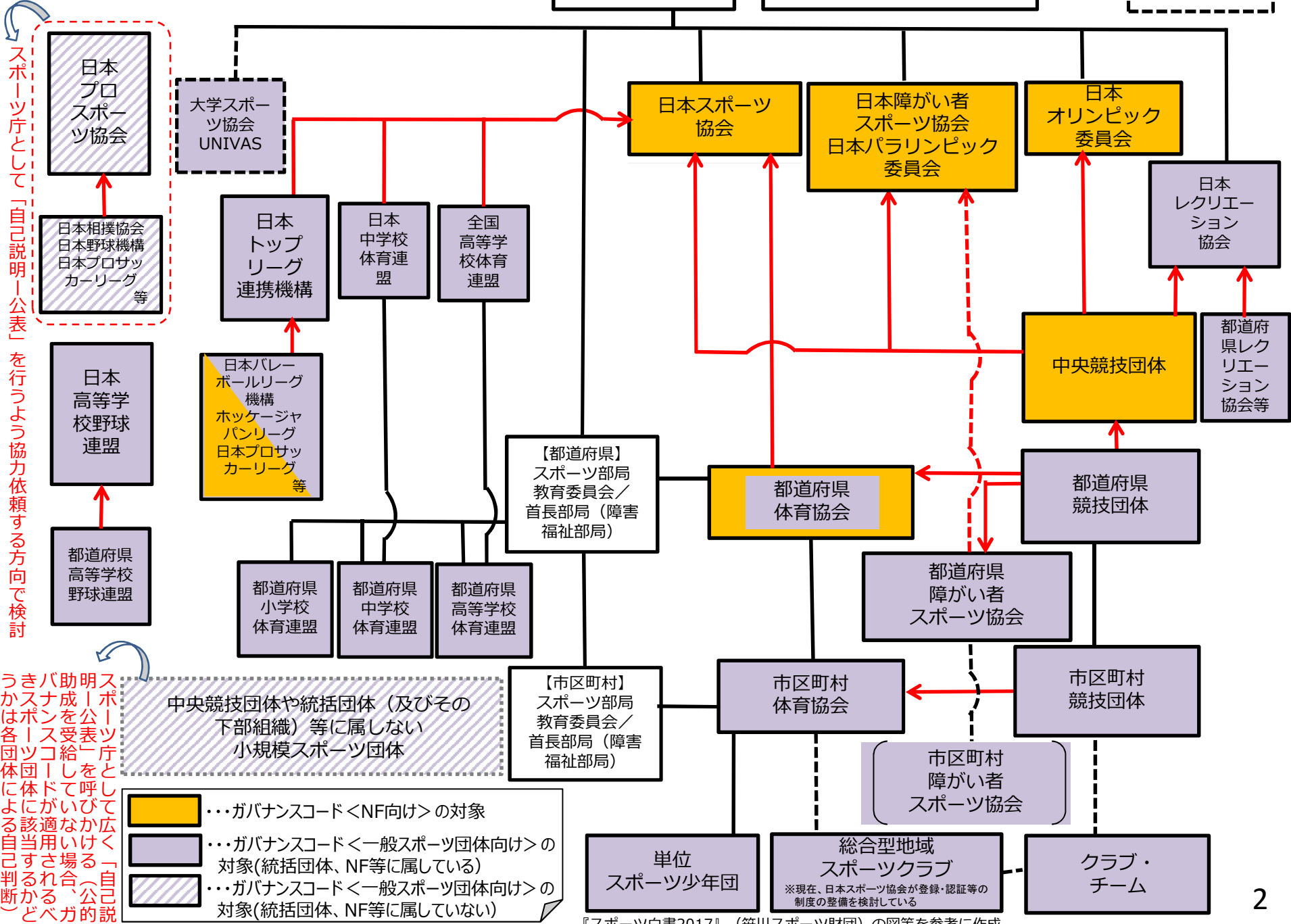
第五条 **スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。**

2 **スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。**

3 **スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。**

# スポーツ団体ガバナンスコードの適用対象

スポーツ庁 日本スポーツ振興センター → : 加盟



『スポーツ白書2017』（笹川スポーツ財団）の図等を参考に作成

# ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>適用に関する基本的な考え方とイメージ

- 原則1～5は、一般スポーツ団体における適正なガバナンスを確保するために共通的に求められる事項。
- 原則6により、ガバナンスコード<NF向け>の個別の規定を自らに適用するか否か、どの規定をどのような形で適用するのかについては、当該一般スポーツ団体が、自らの団体の公共性、組織運営上の特徴や業務内容、ステークホルダーとの関係等を踏まえて判断するものとする。

〔 単位スポーツ少年団、総合型  
地域スポーツクラブ、  
その他小規模な一般スポーツ団体 〕

- ✓ スポーツ少年団登録システム、総合型地域スポーツクラブの新たな登録・認証制度、各種公的助成への申請手続等を通じて、ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に基づく「自己説明-公表」を促進する。

主體的にNF向けの個別の規定を自らに適用することは考えられる

原則6 ガバナンスコード<NF向け>の個別の規定の適用

- 原則5 情報開示、透明性の確保
- 原則4 公正かつ適正な会計処理
- 原則3 コンプライアンス意識の徹底
- 原則2 基本計画の策定・公表
- 原則1 法令等に基づく適正な団体・事業運営

直ちに  
対応が  
困難な  
事項に  
ついて  
は、  
説明す  
る、  
これが  
取られ  
る

〔 NFの地方組織  
(都道府県の協会、連盟等) 〕

- ✓ **NFの地方組織は**、地方大会の開催、国体に係る選手選考や強化活動、指導者・審判員の育成を担うなど、**NFに準じる公共性の高い団体**である。
- ✓ このため、NFからの指導助言等を踏まえつつ、NF向け原則2などを参照し、適正なガバナンスの確保に取り組むことが望まれる。

原則6 ガバナンスコード<NF向け>の個別の規定

例えば、原則9(通報制度)、原則10(懲罰制度)など

各NFにおいて、地方組織に対して、どのようにNF向けの規定を適用するのか等について検討(地方組織の独自の判断による上乘せもあり得る)

- 原則5 情報開示、透明性の確保
- 原則4 公正かつ適正な会計処理
- 原則3 コンプライアンス意識の徹底
- 原則2 基本計画の策定・公表
- 原則1 法令等に基づく適正な団体・事業運営 (NF向け原則2を参照)

〔 大相撲等、NFには該当しないが、社会的影響力が大きく、公共性の高い団体 〕

- ✓ ガバナンスコード<NF向け>の個別の規定の適用に当たっては、当該一般スポーツ団体が、**自らの団体の公共性、組織の特徴や業務内容、ステークホルダーとの関係等を踏まえて判断**するものとする。

原則6 ガバナンスコード<NF向け>の個別の規定

NF向けの規定そのものではなく、これらの個別の規定を参考にしつつ、独自の原則・規範を自ら定めることも考えられる

- 原則5 情報開示、透明性の確保
- 原則4 公正かつ適正な会計処理
- 原則3 コンプライアンス意識の徹底
- 原則2 基本計画の策定・公表
- 原則1 法令等に基づく適正な団体・事業運営

